

モータースポーツ専門部会規定一部改正

＜新旧対照表＞

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第5条 任期および年齢制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長、副部会長および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。 2. 部会長の連続する再任は2回までとし、<u>委員の再任は妨げない。ただし、マニファクチャラーズ部会の委員を除き、続けての委員の再任は9回（連続10年）までとする。</u> 3. 補充による部会長、副部会長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。 4. 部会長、副部会長および委員は、その就任時または再任時に満70歳以下でなければならない。 5. 部会長、副部会長または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、JAF会長は、JAF理事会の承認を得て解任することができる。 <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第5条 任期および年齢制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長、副部会長および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。 2. 委員の再任は妨げない。部会長の連続する再任は2回までとする。 3. 補充による部会長、副部会長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。 4. 部会長、副部会長および委員は、その就任時または再任時に満65歳以下でなければならない。 5. 部会長、副部会長または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、JAF会長は、JAF理事会の承認を得て解任することができる。 <p>以下 (略)</p>